

大阪市告示第807号

大阪市立阿倍野防災センターについて、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月10日

大阪市長 横山英幸

臨時開館日

令和7年8月6日（水）、13日（水）、20日（水）

（消防局予防部予防課）